

令和6年度（仮称）屋代スマートIC周辺での交通拠点整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務委託

公募型プロポーザル 質問への回答

令和6年7月1日

No.	質問	回答
1	【審査要領3-(2)】 プレゼンテーションを現地でスクリーンを用いて行う場合、投影するデータは事前に提出したCDデータが用意されているPCに保存されているのか。	お見込みのとおりであり、貴社データを保存したPCがセットされている状態となります。
2	【公告2-(9)-ウ-②】 「主となる担当技術者」の要件について、「同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。」とあるが、仕様書においては「いずれについても」となっている。どちらが正か。	公告の表記が正しいものとなります。お詫びして訂正いたします。 ○仕様書4頁-(4)-ウ-② (正) 地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了 (略) (誤) 地方公共団体発注の同種業務のいずれについても、業務完了 (略)
3	【様式第4号】 「主となる担当技術者」として2名分の記載欄があるが、配置予定の技術者はいずれも「主となる担当技術者」の扱いになるのか。	様式第4号の業務実施体制調書において、「主となる担当技術者」の記載欄が2か所ありますが、配置予定の技術者を他の参加資格要件に該当させる場合は、適宜修正いただいて差し支えございません。加えて、「主となる担当技術者」は1名以上の配置が必須であるため、必ずしも2名記載する必要はございません。 なお、同様式の※4において、「参加資格要件に該当しない技術者の記載はしないこと」としておりますので、ご留意願います。
4	【公告2-(9)-ウ】 「主となる担当技術者」が配置予定の全ての技術者である場合、同種業務の実績または事実、全ての配置予定技術者に対して必要となるか。	「主となる担当技術者」として記載できる技術者は、公告2-(9)-ウの①②いずれかの要件が必要となります。同要件を満たすことのできない技術者は「主となる担当技術者」とすることはできません。 なお、担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができないことにご留意願います。
5	【審査要領5】 「見積金額及び積算内訳の妥当性」について、他社の見積り価格との比較や、参加業者の平均からの比較等での審査でなく、見積り内容の「妥当性」で審査されるとのことでよいか。	「見積金額及び積算内訳の妥当性」については、仕様書や企画提案書で示された業務に対して、算出された見積金額及び積算内訳が妥当性があるかを審査、評価します。